

一般社団法人 長野県理学療法士会
ホームページ掲載に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は一般社団法人 長野県理学療法士会（以下「本会」）のホームページへの掲載に関して必要な事項を定めるものとする

(目的)

第2条 本会会員の臨床活動・職能活動・研修活動に資する情報を発信すること

第3条 長野県民を始めとした国民に対し、理学療法(士)の活動を啓発すること

(掲載の基準)

第4条 掲載の対象は本会に掲載の依頼があった以下の研修会・学会・イベント等とする

- ① 本会が主催、共催、後援、協賛する研修会・学会・イベント等
- ② 関東甲信越ブロック協議会が主催、共催、後援、協賛する研修会・学会・イベント等
- ③ 日本理学療法士協会、他県理学療法士会が主催、共催、後援、協賛する研修会・学会・イベント等
- ④ その他の団体が主催する公開講座等
- ⑤ 理学療法の啓発活動に関するイベント
- ⑥ その他本規程の掲載目的を満たすと判断したもの

第5条 掲載の条件

(1) 掲載の条件は以下のいずれかを満たすものとする

- ① 本会および会員にとって有益な情報であること
- ② 研修会・学会等の場合、理学療法の専門的知識および技術向上に関わるものであること
- ③ 公益性が高く、会員を含め県民に普及・啓発できるものであること
- ④ 研修会等の開催日または参加申込期限より1ヶ月以上前であること

(2) 以下に記すものに該当する場合は掲載を行わない

- ① 営利目的のもの
- ② 人権侵害、差別、名誉棄損、業務妨害となる恐れがあるもの
- ③ 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- ④ その他本会が掲載するに不適切と判断したもの

(掲載の費用)

第6条 掲載の費用は無料とする

(掲載手続)

第7条 申請の際は『ホームページ掲載申請書』に必要事項を明記し事務局に申請すること

(申請書の書式は本会ホームページよりダウンロードし提出すること)

第8条 掲載する資料・案内文・チラシ・申込書等は申請者が作成し添付すること

(掲載期間)

第9条 掲載期間は研修会・学会・イベント等の終了までとし、すみやかに削除するものとする

(掲載内容の責任の所在)

第10条 掲載された内容についての一切の責任は申請者が負うものとし、掲載により第三者に損害を与えた場合は申請者の責任及び負担において解決するものとする

(掲載の判断)

第11条 掲載の可否の判断は、申請内容を基に事務局及び広報部が行う

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、本会の理事会の決議をもって行う

(附則)

この規程は、令和3年10月9日より施行する